



介護保険も医療費控除の対象となります

居宅・介護老人福祉施設サービス、おむつ代

納税者が自己または生計を一にする配偶者や子どもおよびその他の親族のために支払った医療費は、所得税および住民税の計算をする際に、医療費控除として課税対象から除外されます。(ただし、最高20万円まで)

介護保険サービスを利用して支払った自己負担額の一部も医療費控除の対象となります。

また、現在、寝たきり高齢者が使用したおむつ代は医療費控除の対象として認められています。介護保険の要介護認定者については、その際の手続きが簡素化されることになりました。

居宅サービスの医療費控除

次のサービスを利用した場合、利用料の自己負担分が医療費控除として認められます。

控除を受けるためには、サービス事業者が発行した領収書(医療費控除に関する記載欄に対象となる金額が記載されたもの)が必要となります。

A 医療系サービスとして医療費控除の対象となるもの

▼訪問看護

▼訪問リハビリテーション

▼居宅療養管理指導

▼通所リハビリテーション(デイケア)

▼短期入所療養介護(医療系施設のショートステイ)

▼Bケアプランに位置づけられた医療系サービスと併せて利用した場合医療費控除の対象となるもの

▼訪問介護(家事援助は除く)

▼訪問入浴介護

▼通所介護(デイサービス)

▼短期入所生活介護(福祉系施設のショートステイ)

※ケアプランを作成し、そのなかにAのサービスまたは医療保険対象の訪問看護が含まれている場合に限られます。

※介護保険給付対象外のサービスの利用料金は対象なりません。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)サービスの医療費控除

要介護1~5の要介護認定を受



けている入所者について、介護費と食費の自己負担分の合計の2分の1の金額が医療費控除の対象となります。控除を受けるには、施設が発行した医療費控除の対象となる金額が記載された領収書が必要となります。

※介護老人保健施設(老人保健施設)および介護療養型医療施設(療養型病床群など)のサービスについては、従来どおり医療費控除の対象となります。

おむつ代の医療費控除

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、おむつ代の領収書に加え、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要で

第3号被保険者の各種届出は忘れずに

厚生年金保険等加入者の配偶者

国民年金第3号被保険者は、20歳以上60歳未満の人で、厚生年金保険や共済組合に加入している人(第2号被保険者)に扶養されている配偶者が該当します。第3号被保険者の保険料は、第2号被保険者が加入している年金制度が負担をしているため、本人が納める必要はありません。

ただし、届け出をしないと第3号被保険者として扱われませんので注意してください。

第3号被保険者の届出は、配偶

した。

今回から、介護保険の要介護認定者であって、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、町が発行する主治医意見書の内容を確認した書類により医療費控除が可能となります。該当されるかたは保健福祉課で申請手続きを行ってください。

※医療費控除には、当該年発行のおむつ代の領収書が必要です。

保健福祉課(老人福祉センター内) ☎(84)4926

者の会社や共済組合を經由して社会保険事務所へ提出することとなります。結婚して第3号被保険者に該当した、配偶者が転職した、住所を変更したときなどに届け出が必要となりますので、忘れずに届け出をしてください。



国民年金マスコット “舞ちゃん”

住民課

内線337